

## 令和7年度いしかわ森林環境基金評価委員会の概要

1. 日 時：令和7年1月12日（水） 13:00～17:00

2. 場 所：現地（能美市湯谷町地区・小松市中海町地区）  
木場潟公園東園地 里山交流ハウス

3. 出席状況：委員9名

4. 内 容：

（1）現地視察

- ①緩衝帯整備実施林【能美市湯谷町地区】
- ②放置竹林整備実施林【小松市中海町地区】

（2）評価委員会【木場潟公園東園地 里山交流ハウス】

議事：いしかわ森林環境基金事業の第4期の実施状況及び課題（資料1）

5. 結果概要（説明要旨、委員の主な意見等）

（1）現地視察

緩衝帯整備や竹林整備の実地地区概要などを紹介。

現地を見ていただくことにより、整備の必要性を委員に実感していただいた。

（2）評価委員会（議事要旨）

【委員】全国的にクマ被害が深刻化しており、県内でもイノシシがかなり増えていることから、緩衝帯整備は継続すべき。また竹の繁茂がひどい場所も依然あることから、放置竹林整備も継続すべき。いずれも集落の安全・安心及び住環境向上につながるものであり地域の要望もある。

【事務局】両事業とも、限られた税収規模の中で、高騰する労務費や厳しい現場条件も踏まえながら、次期の期間で優先して整備すべき箇所や整備目標を検討してまいりたい。

【委員】竹林整備や緩衝帯整備の整備後の維持管理はされているか。人家の近くや獣害被害が多い場所でかつ地域住民が継続して整備できるところを重点的に実施すべき。

【事務局】いしかわ森林環境税で整備した後の維持管理は、原則として森林所有者の負担で継続していただくという協定となっており、実施箇所選定の際にも維持管理体制が整っているかどうかを踏まえて選定している。

【委員】いしかわ森林環境税は、通常の間伐など林業生産活動に係る事業でなく、竹林整備や緩衝帯整備など地域特有の課題解決のための使途といふ理解でよいか。

【事務局】 いしかわ森林環境税は、県土の保全や県民の生活を守るという観点から使途を決めている一方で、林業経営が一定程度成り立つ人工林などについては、国・県の補助金により支援している。なお、いしかわ森林環境基金条例では、「県民の理解と協力の下、森林の公益的機能の維持増進に資する施策に要する経費の財源に充てる」こととなっているため、引き続き石川県が抱える課題を踏まえて内容を検討していく。

【委 員】 除去した竹は活用しているのか。

【事務局】 除去した竹を搬出しようとするとコスト面の課題があるので、現地の地面に集積して残置しているのが現状である。

【委 員】 子どものうちから森林・林業に関心を持つてもらうべきであり、いしかわ森林環境実感ツアーよのような事業は重要である。

【事務局】 子どもたちに森林・林業に実際に触れてもらう体験が重要と考えており、継続していくたい。

【委 員】 能登半島地震や奥能登豪雨の影響を受け、能登の山地が荒廃しており、防災・減災対策や生物多様性保全の上でも能登の森林整備を一層進めてほしい。加えて事業効果のモニタリングも引き続き必要である。

【事務局】 ご意見を踏まえ、次期の内容を検討してまいりたい。